

<物 件>

二酸化炭素仕様書

1	物件名称	二酸化炭素
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙詳細仕様書のとおり
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数量 (単価契約の場合は予定数量)	820 本
5	納入期限	令和元年7月1日から令和2年3月31日までの期間
6	納入場所	海老名市中河内1767番地
7	特記事項	年度当初に注文者と供給者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、令和2年4月1日から令和2年6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定とする。なお、供給者が当該契約を締結する意思がない場合等については、納入期限満了日の1か月前までに通知すること。
8	契約方法	単価契約(/本)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	上下水道局 技術部 浄水課 有馬浄水場 担当者 鹿野 吉晴 電話 046-238-1915 FAX 046-238-1927

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

購入物件内訳書(単価契約用)

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	予定数量	契約単価(円)
1	二酸化炭素	仕様書のとおり	無	本	820	

- ・ 契約単価欄は、契約者が記入する。

二酸化炭素詳細仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、横須賀市上下水道局有馬浄水場（以下「甲」という。）において浄水処理に使用する二酸化炭素の仕様について定めるものである。

(品質)

第2条 納入する二酸化炭素は、浄水処理におけるpH調整に使用するものであり、食品衛生法第二十一条による食品添加物公定書に定められた下表に適合すること。

項目	品質
含量	二酸化炭素 99.5vol%以上
性状	無色の気体でにおいがいいこと
純度	遊離酸、リン化水素、硫化水素及び還元性有機物、一酸化炭素が検出されないこと
異物の混入	異物の混入がないこと

(品質検査)

第3条 納入する二酸化炭素の品質検査については、次のとおりとする。

試験について、契約業者（以下「乙」という。）は、食品添加物公定書に基づき行うものとする。この成績表は、分析機関名を明記するものとする。

(容器規格等)

第4条 納入する二酸化炭素の容器規格は以下のとおりとする。

- (1) 容器は、40リットルボンベ（サイフォンなし）とし、乙の無償貸与とする。
- (2) 充填量は、30kgとする。
- (3) 容器（ボンベ）は、容器弁ネジ規格（JIS規格）で定める適用ガス「二酸化炭素」に対応する取付継手「W22 山 14/インチ 右ネジ」に適合するものを使用すること。
- (4) 保障ラベルの表示及び容器（ボンベ）の管理をすること。

(納入場所及び方法)

第5条 二酸化炭素の納入場所及び方法については、次のとおりとする。

(1) 納入場所

海老名市中河内 1767 番地

(2) 納入方法

二酸化炭素の搬入及び格納は、甲又は有馬浄水場運転管理業務受託者（以下「受託者」という。）が立会い、指示するものとし、その都度納入本数の確認を受けることとする。また、装置への接続・離脱については、ガス漏れ、装置破損等事故のないよう細心の注意を払わなければならない。

(契約、発注方法及び予定数量)

第6条 契約、発注方法及び予定数量は次のとおりとする。

- (1) 契約方法は、単価契約（1本当たり）とする。
- (2) 発注は、1本単位とする。
- (3) 予定数量は、820本とする。

(納入期間及び納入時刻)

第7条 納入期間は、令和元年7月1日から令和2年3月31日までとし、納入日は、甲又は受託者の指定した期日とする。また、納入時刻は、午前9時から午後4時（正午から午後1時までの間を除く）までの間とする。

(緊急時の対応)

第8条 甲は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、乙は、緊急連絡先を提出するとともに、直ちに納入に応じることができる体制をとっておかなければならない。

(提出書類等)

第9条 提出書類等については次のとおりである。

- (1) 契約締結後
食品衛生法の食品添加物規格基準に適合する証明書類
- (2) 納入毎
納品書
- (3) 毎月
品質規格等の内容に基づいた分析検査成績表
- (4) その他
甲が提出を要求した書類等

(支払方法)

第10条 各月末締めをもって乙の請求により精算する。ただし、消費税として契約単価（税抜き）に数量を乗じた金額に、その税率相当額を加算（1円未満は切捨て）するものとする。

(その他)

第11条 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めることとする。

以上